

## 「民法の一部を改正する法律案」に関する質問

府省庁名	厚生労働省	通し番号	
部局課室名	労働基準局 監督課	TEL (直通)	[REDACTED]
担当者名	片山 豪	E-mail	[REDACTED]

## 該当条文

(質問に関する箇所を抜粋)

(債務者の危険負担等)

第五百三十六条 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。

2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

## 質問の内容

改正前の民法第536条において、「債務者は、反対給付を受ける権利」の有無について記載されていたが、改正後においては、「債権者は反対給付の履行」の拒否の有無という形で記載されている。

かかる改正によって、権利義務関係に変化は生じるのか。

## 質問の理由

労働基準法は第26条において、「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。」と定められており、当該条項に関連して、民法上の危険負担の取扱いについて、確認する必要があるため。

## 回答

(当省記入欄)

## 「民法の一部を改正する法律案」に関する質問

府省庁名	厚生労働省	通し番号	
部局課室名	労働基準局 監督課	TEL (直通)	[REDACTED]
担当者名	片山 豪	E-mail	[REDACTED]

## 該当条文

(質問に関する箇所を抜粋)

(債務者の危険負担等)

第五百三十六条 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。

2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

## 質問の内容

改正前の民法第536条において、「債務者は、反対給付を受ける権利」の有無について記載されていたが、改正後においては、「債権者は反対給付の履行」の拒否の有無という形で記載されている。

かかる改正によって、権利義務関係に変化は生じるのか。

## 質問の理由

労働基準法は第26条において、「使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。」と定められており、当該条項に関連して、民法上の危険負担の取扱いについて、確認する必要があるため。

## 回答

(当省記入欄)

今般の民法第536条の改正は、同条に基づく権利義務関係に関する解釈に変更を生じさせるものではない。

**質問**

「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係法律の整備等に関する法律案」についての質問提出用紙（様式）

(通し番号：1)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]	[REDACTED]
部局課室名	総務企画局市場課	FAX	[REDACTED]	[REDACTED]
担当者名	曾根邦幸	e-mail	[REDACTED]	[REDACTED]

**質問内容**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※通し番号はページ番号ではなく、手打ちで記載してください。

**【質問内容】**

「定型約款」該当性は、①ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であるか否か、②取引の内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的であるか否か、③定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体であるか否か、との3つの要件を全て満たした場合に肯定されるとの理解でよいか御教示頂きたい。

**回答**

※質問提出時は記入しないでください。

(通し番号：2)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	総務企画局市場課	FAX	[REDACTED]
担当者名	曾根邦幸	e-mail	[REDACTED]

**質問内容**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※通し番号はページ番号ではなく、手打ちで記載してください。

**【質問内容】**

質問1に記載の3要件の充足性の判断に際して、判断基準や考慮すべき事情等を具体的にそれぞれ御教示頂きたい。

**回答**

※質問提出時は記入しないでください。

(通し番号：3)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	総務企画局市場課	FAX	[REDACTED]
担当者名	曾根邦幸	e-mail	[REDACTED]

**質問内容**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※通し番号はページ番号ではなく、手打ちで記載してください。

**【質問内容】**

投信法第2条第1項に規定される「委託者指図型投資信託」は、①投資信託委託会社(委託者)が信託会社等(受託者)との間で投資信託約款に基づき締結される一本の投資信託契約に基づき、信託財産というファンドが形成され、②投資者が、委託者との間で当該投資信託契約とは別個の受益権の譲渡に係る契約を締結することにより、当該信託契約から発生する一個の受益権を小口に分割したもの取得し、受益者の一人として、信託契約の定めに従い収益の配分等を受ける権利を得る、という投資信託であるところ、係る類型の投資信託においては、投資信託契約は委託者と受託者の間で締結されるものであり、受益者は投資信託契約の当事者となるものではない。

以上に鑑みると、委託者指図型投資信託の投資信託約款は、民法上の「定型約款」に該当しないとの理解でよいか御教示頂きたい。

**回答**

※質問提出時は記入しないでください。

(通し番号：4)

府省名	金融庁	TEL（直通）	
部局課室名	総務企画局市場課	FAX	
担当者名	曾根邦幸	e-mail	

**質問内容**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※通し番号はページ番号ではなく、手打ちで記載してください。

**【質問内容】**

投信法第2条第2項に規定される「委託者非指図型投資信託」は、①一個の投資信託約款に基づいて、一般投資家を含む投資者一人一人が委託者として信託会社等(受託者)と投資信託契約を締結し、②信託会社等が、個々の投資家の信託財産を合同した上で、投資信託契約の定めに従って、資産の管理、運用、保管を自ら行い、投資者に運用成果の配分等を行う、との投資信託である。

なお、委託者非指図型投資信託においては、受益者を平等に取り扱う必要があり、また、信託された金銭を合同して運用する等の理由から、受託者と各投資家との間の契約内容が画一的であることが契約当事者双方にとって合理的である。

以上に鑑みると、委託者非指図型投資信託の投資信託約款は、民法上の「定型約款」に該当するとの理解でよいか御教示頂きたい。

**回答**

※質問提出時は記入しないでください。

(通し番号：5)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	総務企画局市場課	FAX	[REDACTED]
担当者名	曾根邦幸	e-mail	[REDACTED]

**質問内容**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※通し番号はページ番号ではなく、手打ちで記載してください。

**【質問内容】**

民法第548条の4において定型約款の変更について、信託法第149条において信託の変更について規定されているところ、両規定が対象とする事項が重複していると思われるが、係る重複する範囲においては、特別法である信託法の規定が優先的に適用され、一般法である民法の規定は、特別法である信託法の規定に矛盾しない範囲で補充的に適用されるとの関係にあるとの理解でよいか御教示頂きたい。

**回答**

※質問提出時は記入しないでください。

(通し番号：6)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	総務企画局市場課	FAX	[REDACTED]
担当者名	曾根邦幸	e-mail	[REDACTED]

**質問内容**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※通し番号はページ番号ではなく、手打ちで記載してください。

**【質問内容】**

質問5に関連して、信託法第149条第4項の規定に基づき信託の変更が行われる場合(信託行為に別段の定めがあり、同条第1項から第3項及び一般法である民法の規律によらず、当該信託行為において定めた内容に従って信託の変更が行われることを当事者が合意している場合であって、当該定めに基づき変更される場合)には、特別法である信託法第149条第4項の規定により信託行為の定めに従い規律されることとなり、民法第548条の4の規定は適用されないと理解でよいか御教示頂きたい。

**回答**

※質問提出時は記入しないでください。

**質問**

「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係法律の整備等に関する法律案」についての質問提出用紙（様式）

（通し番号：1）

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	総務企画局市場課	FAX	[REDACTED]
担当者名	曾根邦幸	e-mail	[REDACTED]

**質問内容**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※通し番号はページ番号ではなく、手打ちで記載してください。

**【質問内容】**

「定型約款」該当性は、①ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であるか否か、②取引の内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的であるか否か、③定型取引において、契約の内容とする目的としてその特定の者により準備された条項の総体であるか否か、との3つの要件を全て満たした場合に肯定されるとの理解でよいか御教示頂きたい。

**回答**

貴見のとおりである。

(通し番号：2)

府省名	金融庁	TEL (直通)	
部局課室名	総務企画局市場課	FAX	
担当者名	曾根邦幸	e-mail	

**質問内容**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※通し番号はページ番号ではなく、手打ちで記載してください。

**【質問内容】**

質問1に記載の3要件の充足性の判断に際して、判断基準や考慮すべき事情等を具体的にそれぞれ御教示頂きたい。

**回答**

ご質問1記載の①の要件は、相手方の個性に着目した取引であるかどうかが問題となる。労働契約のように相手方の個性に着目して行う取引は、この要件を充足しないと考えられる。

ご質問1記載の②の要件は、定型約款を使用して、内容の全部又は一部を画一的なものとすることが、定型約款の使用者のみならず、相手方にとっても合理的といえるかどうかを判断するものである。具体的には、契約の内容の交渉をすることによるコストが最終的に顧客に転嫁されるという事態が生じ得るほど大量な取引であって迅速に行われることが要請されるようなものや、法律によって内容が画一的に定められることが求められているものなどが挙げられるが、交渉力の格差によって内容が画一的になっているに過ぎない場合にはこの要件を充足しないと考えられる。

ご質問1記載の③の要件は、約款の内容について希薄な意思による合意がされることを前提とする取引を抽出しようとするものである。例えば、業法の規定によって取引の内容を画一的にしなければならないという規制がかかっているものについては、②の要件を充足するため、事業者間の取引も含まれることになるが、特にプロの事業者同士の契約であれば、画一的な内容となる契約であっても、その内容を理解した上で契約をすることが通常であると考えられるので、③の要件を充足しないと考えられる。

(通し番号：3)

府省名	金融庁	TEL（直通）	
部局課室名	総務企画局市場課	FAX	
担当者名	曾根邦幸	e-mail	

**質問内容**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※通し番号はページ番号ではなく、手打ちで記載してください。

**【質問内容】**

投信法第2条第1項に規定される「委託者指図型投資信託」は、①投資信託委託会社(委託者)が信託会社等(受託者)との間で投資信託約款に基づき締結される一本の投資信託契約に基づき、信託財産というファンドが形成され、②投資者が、委託者との間で当該投資信託契約とは別個の受益権の譲渡に係る契約を締結することにより、当該信託契約から発生する一個の受益権を小口に分割したもの取得し、受益者の一人として、信託契約の定めに従い収益の配分等を受ける権利を得る、という投資信託であるところ、係る類型の投資信託においては、投資信託契約は委託者と受託者の間で締結されるものであり、受益者は投資信託契約の当事者となるものではない。

以上に鑑みると、委託者指図型投資信託の投資信託約款は、民法上の「定型約款」に該当しないとの理解でよいか御教示頂きたい。

**回答**

ご記載いただいた事情を前提として検討すると、①投資信託約款がプロ同士の契約において用いられているものであり、②委託者と受益者との間の契約は、受益権の譲渡契約であるところ、投資信託約款は、譲渡の対象となる受益権の内容を定めるものではあるが、譲渡契約の一部を構成するわけではないと考えられるので、委託者指図型投資信託の投資信託約款が「定型約款」には該当しないという整理になる。

(通し番号：4)

府省名	金融庁	TEL（直通）	
部局課室名	総務企画局市場課	FAX	
担当者名	曾根邦幸	e-mail	

**質問内容**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※通し番号はページ番号ではなく、手打ちで記載してください。

**【質問内容】**

投信法第2条第2項に規定される「委託者非指図型投資信託」は、①一個の投資信託約款に基づいて、一般投資家を含む投資者一人一人が委託者として信託会社等(受託者)と投資信託契約を締結し、②信託会社等が、個々の投資家の信託財産を合同した上で、投資信託契約の定めに従って、資産の管理、運用、保管を自ら行い、投資者に運用成果の配分等を行う、との投資信託である。

なお、委託者非指図型投資信託においては、受益者を平等に取り扱う必要があり、また、信託された金銭を合同して運用する等の理由から、受託者と各投資家との間の契約内容が画一的であることが契約当事者双方にとって合理的である。

以上に鑑みると、委託者非指図型投資信託の投資信託約款は、民法上の「定型約款」に該当するとの理解でよいか御教示頂きたい。

**回答**

ご記載いただいた事情を前提として検討すると、①投資信託約款が一般の投資家を含む投資家と受託者との間で直接締結される契約において用いられるものであり、②商品の性質上BtoBの契約であっても契約内容を画一化する必要性があると考えられるので、委託者非指図型投資信託の投資信託約款が「定型約款」に該当するという整理になる。

(通し番号：5)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	総務企画局市場課	FAX	[REDACTED]
担当者名	曾根邦幸	e-mail	[REDACTED]

**質問内容**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※通し番号はページ番号ではなく、手打ちで記載してください。

**【質問内容】**

民法第548条の4において定型約款の変更について、信託法第149条において信託の変更について規定されているところ、両規定が対象とする事項が重複していると思われるが、係る重複する範囲においては、特別法である信託法の規定が優先的に適用され、一般法である民法の規定は、特別法である信託法の規定に矛盾しない範囲で補充的に適用されるとの関係にあるとの理解でよいか御教示頂きたい。

**回答**

貴見のとおりである。

(通し番号：6)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	総務企画局市場課	FAX	[REDACTED]
担当者名	曾根邦幸	e-mail	[REDACTED]

**質問内容**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※通し番号はページ番号ではなく、手打ちで記載してください。

**【質問内容】**

質問5に関連して、信託法第149条第4項の規定に基づき信託の変更が行われる場合(信託行為に別段の定めがあり、同条第1項から第3項及び一般法である民法の規律によらず、当該信託行為において定めた内容に従って信託の変更が行われることを当事者が合意している場合であって、当該定めに基づき変更される場合)には、特別法である信託法第149条第4項の規定により信託行為の定めに従い規律されることとなり、民法第548条の4の規定は適用されないとの理解でよいか御教示頂きたい。

**回答**

貴見のとおりである。

事務連絡  
平成27年3月18日

法務省民事局参事官室担当官殿

国土交通省

「民法の一部を改正する法律案」について（質問）

標記について、以下のとおり質問を提出しますので、文書にて回答いただきますよう宜しくお願ひ致します。なお、回答次第では再度質問を提出するとともに、当該質問に対する十分な回答があるまでは意見を留保することがあることを申し添えます。

記

【総論】

1. 施行までに当省で行う施行準備において、本法案について解釈に疑義が生じた場合には、貴省が責任をもって解釈をお示しいただけるという理解でよいか。
2. 今般改正後、円滑な施行に向けた周知活動として、貴省として具体的にどのような取組を予定されているかご教示いただきたい。（例：関係事業者が行うべき対応や注意点についての周知文書の配布、問い合わせ窓口の設定等）

【第404条関係】

3. 第3項において、「法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、・・・変動するものとする。」とあるが、変動の有無に係る判断はいつ、どのような形で行うことを想定しているのか。また、変動させないこととする場合、変動させないという判断はどのように周知されるのか、ご教示いただきたい。

【第412条の2関係】

4. 本条第1項の履行不能の規定は、第562条第1項本文に規定する追完請求権にも適用されうると解してよいか。

また、本条第1項の履行不能には、物理的不能以外の場合も含まれ、中間試案の段階で「履行請求権の限界事由」として検討されていた「履行に要する費用が、債権者が履行により得る利益と比べて著しく過大なものであること」等も含まれると解してよいか。

さらに、同項の履行不能には、少なくとも現行民法第634条第1項ただし書の「瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するとき」は含

まれるものと解してよいか。

【第466条関係】

5. 広く一般に用いられている工事請負契約約款において、「受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。」旨の規定を設けた場合において、受注者が工事請負代金債権の譲渡を行ったとき、債権の譲受人は「譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかつた譲受人その他の第三者」に該当するか。

【第466条の2関係】

6. 譲渡人が債権譲渡後の代金の支払い方法及び支払先について債務者に通知をし、又は債務者が承諾をした場合についても、債務者は債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができるのか。

【第466条の3関係】

7. 債務者に債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる譲受人について、「債権の全額を譲り受けた者」に限定する理由如何。

【第466条の6関係】

8. 工事請負契約約款において、「受注者は工事の完成を確認するための検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。」旨の規定を設けた場合、この工事請負契約における工事請負代金債権は、将来債権に該当すると解してよろしいか。

9. 対抗要件具備時までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者が知っていたものとみなして、第466条第3項の規定を適用することであるが、工事請負契約約款において、「受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。」旨の規定を設け、譲渡制限の意思表示がされる一方で、「ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。」旨の規定を設けた場合、債務者の承諾を得た時点で譲渡制限の意思表示は消滅するものとして、第466条第3項は適用されないと解してよろしいか。

【第541条関係】

10. 本条による債務不履行による解除権は、第634条第1項に規定する場合のように、既に履行された部分が可分であり、当該可分な部分の給付によって注文者（債権者）が利益を受けるときは、その部分以外の部分に限って認められると解してよいか。

【第548条の2関係】

11. 定型取引には、一般的には、一品ごとの注文生産である建設工事の請負契約は含まれないと理解してよいか。

12. 水先法に規定する水先約款は、契約の相手方が一般的に認識していないような細目事項を補足するものではなく、企業間取引である水先契約において慣習的に契約内容の一部として相手方に認識されており、約款そのものが契約内容になっているものであるため、民法に規定する「定型約款」に該当しないと解してよいか。

#### 【第563条関係】

13. 代金減額請求権は、代金支払が履行済みの場合には行使できないのか。

#### 【第637条関係】

14. 契約不適合を理由とした追完請求権、報酬減額請求権、損害賠償請求権及び契約解除権については、本条第1項に基づく期間の制限とは別に、第166条第1項に規定する債権の消滅時効が適用され、権利を行使することができる時から十年間行使しないときは時効によって消滅するものと解してよいか。

また、この場合において、「権利を行使することができる時」とは、引渡し時と解してよいか。

#### 【附則第34条関係】

15. 新民法の施行日前に締結された不動産の賃貸借契約が施行日後に更新される場合については、新民法第604条第2項を除き、旧民法が適用されるものと解してよいか。

以上

国土交通省法令担当官 殿

平成27年3月18日  
法務省民事局参事官室

「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」について（回答）

標記について、3月18日付けで貴庁より提出のあった質問に対し、下記のとおり回答いたします。

なお、再質問がある場合は、3月19日（木）12時までに、また、ご意見がある場合は、従来どおり、3月20日（金）18時までに提出願います。

期限までに提出のない場合は、意見等なしとして処理させていただきますので、あらかじめ御承知願います。

記

【総論】

1. 施行までに当省で行う施行準備において、本法案について解釈に疑義が生じた場合には、貴省が責任をもって解釈をお示しいただけるという理解でよいか。

（回答）

民法は、基本法であるため、解釈に委ねられる部分も少なくなく、当省において解釈を示すことができる範囲にも限界はあるが、誠実に対応する所存である。

2. 今般改正後、円滑な施行に向けた周知活動として、貴省として具体的にどのような取組を予定されているかご教示いただきたい。（例：関係事業者が行うべき対応や注意点についての周知文書の配布、問い合わせ窓口の設定等）

（回答）

今回の改正の影響の及ぶ事業者の範囲は広範であるため、所管省庁等と連携しつつ、周知文書の配布、説明会の開催等を実施するなど、周知に遺漏なきよう努める予定である。

【第404条関係】

3. 第3項において、「法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、・・・変動するものとする。」とあるが、変動の有無に係る判断はいつ、どのような形で行うことを想定しているのか。また、変動させないこととする場

合、変動させないという判断はどのように周知されるのか、ご教示いただきたい。

(回答)

法務省令においては、3年ごとの期が具体的に何月何日から何月何日までを指すのか等の細目的事項を定めることを予定している。また、変動の有無については、法律及び法務省令の規定に従い、自動的に決定されるものである。なお、法定利率が変動するか否かについては、法務省において十分な広報を行う予定である。

【第412条の2関係】

4. 本条第1項の履行不能の規定は、第562条第1項本文に規定する追完請求権にも適用されうると解してよいか。

また、本条第1項の履行不能には、物理的不能以外の場合も含まれ、中間試案の段階で「履行請求権の限界事由」として検討されていた「履行に要する費用が、債権者が履行により得る利益と比べて著しく過大なものであること」等も含まれると解してよいか。

さらに、同項の履行不能には、少なくとも現行民法第634条第1項ただし書の「瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するとき」は含まれるものと解してよいか。

(回答) 第一段については、貴見のとおりである。

第二段及び第三段についても、基本的に貴見のとおりであるが、最終的には、個々の事案における事情に照らして判断される。

【第466条関係】

5. 広く一般に用いられている工事請負契約約款において、「受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。」旨の規定を設けた場合において、受注者が工事請負代金債権の譲渡を行ったとき、債権の譲受人は「譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかつた譲受人その他の第三者」に該当するか。

(回答) 御指摘の工事請負契約約款が用いられている取引において当該規定が設けられていることが一般に広く知られているといった事情がある場合には、お尋ねの場合における債権の譲受人は「譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかつた譲受人その他の第三者」に該当し得ると考えられる。

【第466条の2関係】

6. 譲渡人が債権譲渡後の代金の支払い方法及び支払先について債務者に通知をし、又は債務者が承諾をした場合についても、債務者は債権の全額に相当する金銭を

債務の履行地の供託所に供託することができるのか。

(回答) 「債務者が承諾をした場合」の趣旨が明瞭ではないが、債務者が譲渡制限の意思表示付債権の譲渡について承諾をした場合には、譲渡制限の意思表示を譲受人に対して対抗することができないと解されている。したがって、譲渡について承諾をしたと認められる場合には、債務者は新第466条の2に基づく供託をすることができない。他方、債権譲渡後の代金の支払い方法及び支払先について単に債務者に「通知をし」たにとどまる場合には、承諾をしたといえないため、債務者が新第466条の2に基づく供託をすることは妨げられない。

#### 【第466条の3関係】

7. 債務者に債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる譲受人について、「債権の全額を譲り受けた者」に限定する理由如何。

(回答) 新第466条の3に基づき債務者に供託させることができる譲受人を金銭債権全額の譲受人に限定したのは、例えば、債権が分割して複数の者に譲渡された場合に複数の者がそれぞれ供託請求をすることができるとして、本来、全額を譲渡人に対して弁済すれば免責されたはずであった債務者に過大な負担を課すことになることを考慮したものである。

#### 【第466条の6関係】

8. 工事請負契約約款において、「受注者は工事の完成を確認するための検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。」旨の規定を設けた場合、この工事請負契約における工事請負代金債権は、将来債権に該当すると解してよろしいか。

(回答) 契約によってどの時点で債権が発生するかという点については、当該契約の当事者の意思によって決せられるため、一概にお答えすることは困難であるが、御指摘の規定が、検査に合格することを停止条件として工事請負代金債権を発生させるものである場合には、一般的には、当該工事請負代金債権は将来債権に該当するものと考えられる。

9. 対抗要件具備時までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者が知っていたものとみなして、第466条第3項の規定を適用することであるが、工事請負契約約款において、「受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。」旨の規定を設け、譲渡制限の意思表示がされる一方で、「ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。」旨の規定を設けた場合、債務者の承諾を得た時点で譲渡制限の意思表示は消滅するものとして、第466条第3項は適用されないと解してよろしいか。

(回答) 債務者が譲渡制限の意思表示付債権の譲渡について承諾をしたときには、債務者は、譲渡制限の意思表示の効力を譲受人に主張することはできなくなると解されているから、その場合には、第466条第3項は適用されないことになる。

#### 【第541条関係】

10. 本条による債務不履行による解除権は、第634条第1項に規定する場合のように、既に履行された部分が可分であり、当該可分な部分の給付によって注文者(債権者)が利益を受けるときは、その部分以外の部分に限って認められる解してよいか。

(回答) お尋ねの趣旨が明瞭ではないが、現行第541条の解釈においては、契約の一部について不履行があった場合には、その契約が可分であれば、その契約の一部について契約を解除をすることができるとの見解が有力であるものと承知している。

#### 【第548条の2関係】

11. 定型取引には、一般的には、一品ごとの注文生産である建設工事の請負契約は含まれないと理解してよいか。

(回答) 個別に顧客との間で契約条件を交渉して決定する取引は、基本的に、定型取引に該当しないものと考えられる。

12. 水先法に規定する水先約款は、契約の相手方が一般的に認識していないような細目事項を補足するものではなく、企業間取引である水先契約において慣習的に契約内容の一部として相手方に認識されており、約款そのものが契約内容になっているものであるため、民法に規定する「定型約款」に該当しないと解してよいか。

(回答) 水先契約が企業間取引であり、事業者以外の者との間で締結されることは想定されないという事情を前提とすれば、水先約款は基本的に定型約款に該当しないと考えられる。

#### 【第563条関係】

13. 代金減額請求権は、代金支払が履行済みの場合には行使できないのか。

(回答) 代金を支払済みの場合であっても、代金減額請求の行使は可能である。この場合には、不当利得返還請求をすることになる。

#### 【第637条関係】

14. 契約不適合を理由とした追完請求権、報酬減額請求権、損害賠償請求権及び契約解除権については、本条第1項に基づく期間の制限とは別に、第166条第1項に規定する債権の消滅時効が適用され、権利を行使することができる時から十年間行使しないときは時効によって消滅するものと解してよいか。

また、この場合において、「権利を行使することができる時」とは、引渡し時と解してよいか。

(回答) 前段については、貴見のとおりである。

後段については、引渡し時と解されていると承知している。

【附則第34条関係】

15. 新民法の施行日前に締結された不動産の賃貸借契約が施行日後に更新される場合については、新民法第604条第2項を除き、旧民法が適用されるものと解してよいか。

(回答) 施行日前に締結された賃貸借契約が施行日後に更新の合意がされた場合には、当該賃貸借契約については、更新後は新法の賃貸借の規定が適用されることになると考えられる。

以上

事務連絡

平成27年3月20日

法務省担当官 殿

国 土 交 通 省

「民法の一部を改正する法律案」  
について（意見）

標記について、下記のとおり意見を提出しますので、文書にて回答いただきますよう宜しくお願ひ致します。なお、回答によっては再意見もあり得ることを念のため申し添えます。

記

【総論及び附則第34条関係】

1. 改正法の施行に向けて、法務省において周知文書の配布、説明会の開催等を実施するなど、周知に遺漏なきよう努める予定とのことであるが、その中で、施行日前に締結された賃貸借契約が施行日後に更新の合意がされた場合には、当該賃貸借契約については、更新後は新法の賃貸借の規定が適用されることについて、混乱を防止するため、広く国民一般にも周知されたい。

以上

国土交通省法令担当官 殿

平成24年3月20日

法務省民事局

民法の一部を改正する法律案について（回答）

標記について、3月20日付けで貴省より提出のあった御意見に対し、下記のとおり回答いたします。

記

（御意見）

【総論及び附則第34条関係】

1. 改正法の施行に向けて、法務省において周知文書の配布、説明会の開催等を実施するなど、周知に遺漏なきよう努める予定とのことであるが、その中で、施行日前に締結された賃貸借契約が施行日後に更新の合意がされた場合には、当該賃貸借契約については、更新後は新法の賃貸借の規定が適用されることについて、混乱を防止するため、広く国民一般にも周知されたい。

（回答）

御指摘のとおりに対応して参る所存である。

以上